

## 日本語版への序文

1987年、ドイツにおいて最初に『生きた法』という標題で上梓し、2009年の第5版では、『法社会学の基礎理論』という標題とした私の著作は、次のような目的を追求している。すなわち、学問分野としての法社会学の水準と、大学の講義での専門科目としての法社会学の水準にふさわしい著作を執筆するということである。そのような試みは、さらになお、次の点においても重要であるようにも思われる。というのも、規範に方向づけられた法律学と、社会学的な社会理論、さらには経験的な社会研究との間で通例分離していることを前にして、この法社会学という分野は中間地帯の研究分野となってしまっているように思われるからである。したがってこの著作は、社会学の一分野としての法社会学と、法学の分枝としての法社会学という2つの役割を浮き彫りにすることを目的としている。法の現実を研究するためには、社会学の思考方法と法律学の思考方法を相互に関連づけること、その学問方法を調和させること、そしてこの2つの学問分野の経験を結び合わせることが重要である。

さらにこの著作は次のような確信をも反映させている。つまり、今日、法社会学はもはや純粋に実証主義的なものではなく、さらにはまた、法解釈学と法哲学や社会哲学から、隔絶して存在する傾向もなく、孤立するものではないということである。しかしながらこの複雑な課題を念頭に置かならば、それは社会学者や法律家にとって有益で学問的な豊かさを確保し伝えることができるであろう。

本書は、上記の理由から、学際的でドイツ一國にとどまらない著作として構想されており、3部構成となっている。第I部では、現在の学問状況における法社会学の位置を規定する。第II部では、今日に至るまで影響力がある理論家の基本的考え方を説明し、さらには、それらを批判的な視点から論じている。これらに取り組むことで、人間社会の本質および人間社会における法の機能に関する実り豊かな知見のはかり知れないほどの源を引き続いて提供し続けることになるであろう。第III部では、数多くの様々なテーマと法社会学研究の知見

を体系的に説明することを試みている。3つの部分全てで、私は、確かに模範的な成果となるように取り組まなければならなかったし、私の視点で、非常に卓越していると思われる思想家と、最も重要であると思われる問題とを選び出さなければならなかった。そうすることによって、この著作は、私なりのものとなっている。執筆にあたり、私には、自由主義的で社会的な法治国家の強化に寄与することが重要であった。

本書の翻訳については、法学と社会科学の現状からみて、日本においては、とくに有益であると思われるし、私はそのことからして、本書の翻訳を非常に歓迎している。翻訳は、大橋憲広教授と中谷崇准教授、田中憲彦講師、清水聡講師により手掛けられた。彼らには、このテキストの難解な叙述を外国語に訳すという、たいへんに骨の折れる作業を担っていただいた。私は彼らに心からお礼を述べたい。また、日本での本書の出版を引き受けてくれた法律文化社にもお礼の言葉を述べたい。

2011年10月、ベルリンにて

トーマス・ライザー